

第1回 琵琶湖の総合的な保全のための計画点検調査委員会 指摘と対応

資料 2

項目	委員	指摘	対応	備考
1.H10計画以降の施策の取り扱い	●●委員	H10計画以降の新規施策についても追加して整理する。	資料4「対策の構成」の施策名にH10計画以後の新規施策を赤字で追加する。	
	●●委員	合流式下水道改善対策などH10年度時点で策定されていない施策の進捗や効果について着目していくことが重要。		
2.施策量のカウント方法	●●委員	資料4施策実施状況では、累計施策量と計画期間内での施策量が混同して扱われているのではないか。	第1期計画期間内(平成11年度～平成20年度)での累計施策量を明示する。	
3.計画目標と施策量の不整合	●●委員	農業集落排水事業などをはじめ計画目標と施策実施量に不整合(単位の違い、数量のオーダーが異なる)がある。	計画目標と施策実施量の単位が違っていている箇所については、計画目標の単位に合わせることを原則として作業した。ただ、一部施策については、重複等により対応が出来ない部分がある。	
4.市町村の制定条例	●●委員	市町村による規制強化などの条例制定の事例があり整理すべきだ。	現計画が、国、県の取り組みにつを対象としていることから、市・町単独の取り組みは点検対象としない。 なお、ご指摘の排水基準の上乗せ、ゴミのポイ捨てに関しては、県条例同様に罰則規定が決められていることから、制定している市町名を記載する。	排出基準の上乗せ規制、 ・大津市、草津市、守山市 ゴミのポイ捨て禁止 ・彦根市、長浜市、栗東市、野洲市、甲良町
5.調査・研究などの詳細	●●委員	調査研究などは環境省、琵琶湖環境科学研究センターなど学研機関の成果があると思うので整理しておくこと。	ヒアリング先関係機関として県外部機関、琵琶湖博物館、琵琶湖環境科学研究センター、水産試験場、森林センター、農業技術振興センター環境研究部を予定しておりH10計画であげられている施策名を提示して回答を得る。	